

茨木市保育所待機児童解消方針（平成 25 年度改訂）

はじめに

平成 24 年 8 月に茨木市保育所待機児童解消方針を策定しましたが、その後に既存保育所の定員変更や、新たな認可保育所の整備を決定するなど、認可保育所の定員見込みに変更が生じたこと、また、次期総合計画の基礎となる人口フレームが示され、就学前児童数の推計値を上方修正する必要があること、さらに、保育需要率※1の実績が見込みを上回ったことから、これらの数値の見直しを行い、保育所待機児童※2（以下「待機児童」という。）の解消に向けての取組をさらに強化する必要があることから、解消方針の改訂を行います。

※1 保育需要率

就学前児童のうち、保育を必要とする児童の割合のこと。

※2 保育所待機児童

保育所入所申込がされていて、入所要件に該当しているものの、入所していない児童のこと。（国の基準により、「特定の保育所のみを希望している場合や、第一志望ではない保育所からの転所希望者、家庭的保育事業等で保育されている場合等を除く。」と定められている。）

1 待機児童の現状

平成 25 年度の就学前児童数は、前年度と比較すると、235 人減少（1.4%減）しておりますが、保育を必要とする児童（以下「要保育児童」という。）は、125 人増加（2.6%増）しております。

本市では、要保育児童の増加による保育需要に対応するため、平成 24 年度中に、認可保育所 1 施設を整備するとともに、既存保育所の定員の見直しや弾力化※3、認可外保育施設運営支援を実施することにより、総入所児童数は、159 人の増（3.5%増）となりました。

これにより、待機児童数は、34 人減少（21.3%減）し、126 人となりましたが、当初の見込み数（105 人）を上回る結果となっています。

※3 弾力化

待機児童解消のために、国の通知により、保育士数、面積等の基準を下回らない範囲で、保育所の定員以上に入所児童数を増やすこと。

<表 1>平成 25 年度までの保育所入所児童数及び待機児童数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保育所数	36か所	37か所	38か所	38か所	40か所	41か所
定員	3,749人	3,899人	4,029人	4,029人	4,179人	4,250人
就学前児童数(A) ※4	16,816人	16,660人	16,685人	16,569人	16,716人	16,481人
要保育児童数(B)	4,057人	4,235人	4,496人	4,615人	4,752人	4,877人
保育需要率(B/A)	24.1%	25.4%	26.9%	27.9%	28.4%	29.6%
伸率	-0.2ポイント	1.3ポイント	1.5ポイント	1.0ポイント	0.5ポイント	1.2ポイント
入所児童数(弾力化後)(C)	4,008人	4,194人	4,407人	4,443人	4,583人	4,684人
その他の入所児童数(D) ※5	4人	7人	8人	7人	9人	3人
認可外保育施設運営支援児童数(E)	—	—	—	—	—	64人
総入所児童数(C+D+E)(F)	4,012人	4,201人	4,415人	4,450人	4,592人	4,751人
待機児童数(B-F)	45人	34人	81人	165人	160人	126人

※4 住民基本台帳(及び外国人登録)による。各年度4月1日現在。

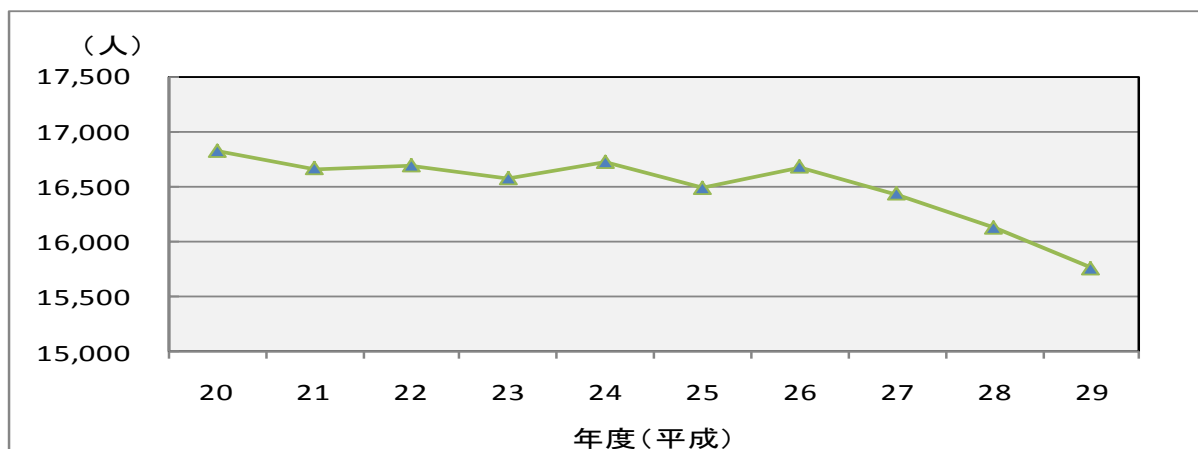
※5 家庭的保育事業に類する事業を利用している児童数。

2 待機児童数の今後の推移

平成 26 年度以降の就学前児童数（今後予定されている大規模開発により見込まれる就学前児童数を含む）は、毎年、減少していくと推測されます（図 1）。

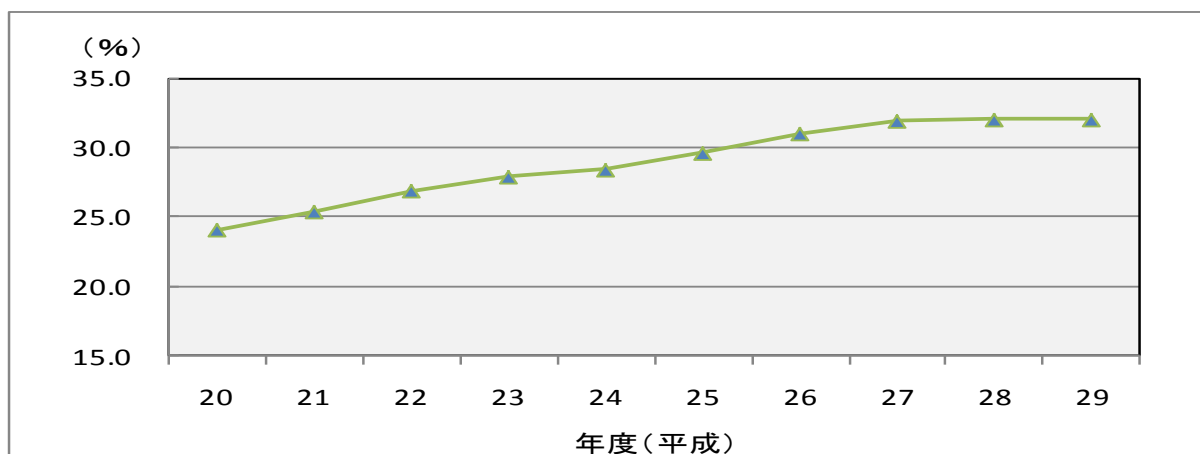
また、保育需要率は、平成 28 年度に 32%に達した後、横ばいになると推測しているものの（図 2）、今後も相当数の待機児童が見込まれます（表 2）。

<図 1>就学前児童数の推移



※住民基本台帳(及び外国人登録)による。(各年度4月1日現在)

<図2> 保育需要率の推移



<表2> 待機児童数の今後の推移 (解消施策を実施しない場合)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所数	41か所	41か所	41か所	41か所
定員	4,250人	4,250人	4,250人	4,250人
就学前児童数(A)	16,674人	16,431人	16,123人	15,755人
要保育児童数(B)	5,169人	5,241人	5,159人	5,042人
保育需要率(B/A)	31.0%	31.9%	32.0%	32.0%
伸率	1.4 ⁰ ｲﾝﾄ	0.9 ⁰ ｲﾝﾄ	0.1 ⁰ ｲﾝﾄ	0.0 ⁰ ｲﾝﾄ
入所児童数(弾力化後)(C)	4,684人	4,684人	4,684人	4,684人
その他の入所児童数(D)	6人	—	—	—
認可外保育施設運営支援対象児童数(E)	64人	64人	64人	64人
総入所児童数(C+D+E)(F)	4,754人	4,748人	4,748人	4,748人
待機児童数(B-F)	415人	493人	411人	294人

3 待機児童の解消施策

待機児童解消のためには、保育士数、面積等の基準を満たした認可保育所を整備することが望ましいのですが、必要な土地の確保の問題や、今後、要保育児童数が減少する時期を考慮すると、ピーク時の需要に合わせて保育所整備を進めることは、適切ではありません。

したがって、可能な限り保育所整備に努めながら、認可外保育施設への運営補助や既存施設を活用した緊急一時保育事業など、総合的な待機児童解消施策を進めます。

(1) 認可保育所の整備

公立、私立を含めた認可保育所は、平成24年度中に1か所が新設され41か所となりました。しかし、先に述べたとおり、数年のうちに現行の施設数で待機児童を解消することは困難な状況です。そのため、今後も一定程度の保育所整備が必要です(表3)。

<表3> 今後の保育所整備の方向性

整備内容	定員(増員)	開設予定年月
(仮)Dueちとせ子どもの家<南ブロック新設>	70人	平成25年10月
(仮)東たちばな保育園<東幼稚園転用新設>	130人	平成25年10月
(仮)茨木山水学園<東ブロック既存施設建替>	10人	平成26年2月 (平成26年4月増員)
(仮)たんぽぽ△保育園<南ブロック新設>	80人	平成26年4月
東ブロック新設	90人	平成27年4月

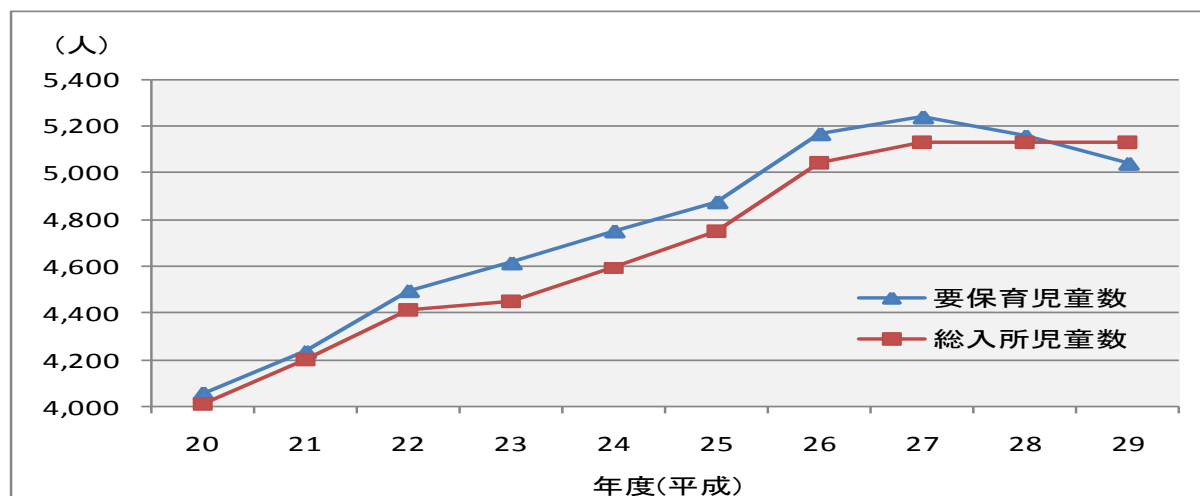
※ブロックとは、「茨木市立保育所民営化基本方針」に掲げる5ブロックのこと。

これらの保育所を整備することにより、平成27年度には、定員4,630人となり、総入所児童数5,128人となります。一方、要保育児童数は平成27年度をピークに減少し、平成29年度には待機児童を解消できると見込んでいます(表4、図3)。

<表4> 待機児童数の今後の推移(保育所整備実施後)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所数	44か所	45か所	45か所	45か所
定員	4,540人	4,630人	4,630人	4,630人
就学前児童数	16,674人	16,431人	16,123人	15,755人
要保育児童数(A)	5,169人	5,241人	5,159人	5,042人
入所児童数(弾力化後)(B)	4,974人	5,064人	5,064人	5,064人
その他の入所児童数(C)	6人	—	—	—
認可外保育施設運営支援対象児童数(D)	64人	64人	64人	64人
総入所児童数(B+C+D)(E)	5,044人	5,128人	5,128人	5,128人
待機児童数(A-E)	125人	113人	31人	0人

<図3> 要保育児童数と総入所児童数の推移



(2) 認可保育所整備以外の施策

認可保育所の整備により、平成29年度には待機児童の解消が見込まれますが、より早期の待機児童解消の実現を目指すため、既存施設や新たな制度を活用した施策を推進します。今年5月に実施した保育所(園)待機児童実態調査の結果を踏まえ、早期に実施可能なものとして、以下の施策に取り組みます。

なお、実態調査において利用者ニーズの高かった認定こども園の整備については、新たな子ども・子育て支援制度を構築するなかで検討していきます。

① 緊急一時保育事業の実施

保育所に入所希望したものの入所できない待機児童を対象に、緊急的に保育できる施設として、旧学園町分室を改修するとともに、他の既存施設についても必要に応じて改修し、待機児童の解消を図ります。

② 認可外保育施設運営支援の拡充

待機児童が多いJR茨木駅周辺で開設される認可外保育施設への運営補助を行うことにより、待機児童の解消を図ります。

③ 家庭的保育制度(保育ママ)の検討

家庭的保育制度については、待機児童の状況を見極めつつ、保護者のニーズを踏まえ、利用者の安全性、安心感が高まるような制度の構築ができるよう十分に検討します。

以上のような総合的な待機児童の解消施策を実施することにより、平成26年度における待機児童の解消を目指します(表5)。

＜表5＞待機児童数の今後の推移（認可保育所整備以外の解消施策実施後）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認可保育所整備後の待機児童数(A)	125人	113人	31人	0人
緊急一時保育事業対象児童数(B)	110人	110人	110人	110人
認可外保育施設運営支援対象児童数(C)	20人	20人	20人	20人
＜家庭的保育対象児童数(D)＞	—	＜10人＞	＜10人＞	＜10人＞
(B+C+D) (E)	130人	130人	130人	130人
待機児童数(A-E)	0人	0人	0人	0人

※各年度4月1日現在。＜＞は、待機児童の状況により、必要に応じて実施

なお、各年度の4月1日時点では、待機児童は解消されますが、産後休暇・育児休業の終了、または転入等による保育所入所申込により、年度途中における待機児童が想定されることから、緊急一時保育事業や認可外保育施設運営支援については、その状況を見極めつつ、見直しを行うこととします。

おわりに

平成24年8月に子ども・子育て支援法が公布（一部施行）され、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定することや子ども・子育て支援施策等を審議するための合議制の機関を置くよう努めることが定められました。

本市では、平成25年10月に合議制の機関として、（仮称）茨木市こども育成支援会議の設置を行い、市民ニーズ調査を実施します。その結果を受けて、子ども・子育て支援事業計画を包含し、また、この方針を集約する形で（仮称）茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）を平成26年度末までに策定します。

また、この計画については、毎年、点検・評価を実施する予定であり、今後、新たな住宅地の開発や突発的な経済的要因などにより、要保育児童数等の再検討が必要となった場合には、上記の会議において協議し、見直しを行います。

なお、この方針は、今後、取り組む予定の「保育緊急確保事業」における実施計画として位置づけます。